

家庭用給湯・暖房契約

(選択約款)

令和2年6月1日実施

滝川ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料金	2
8. 単位料金の調整	2
9. その他	3
附 則	3
1. 本選択約款の実施期日	3
2. 本選択約款の掲示	3
別 表	
家庭用給湯・暖房契約に適用する料金表	3

1. 目 的

この選択約款は、厨房・給湯及び暖房を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のこの選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款を変更する場合において、変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付を、特に求めがある場合を除き、以下のとおり行うことをあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、訪問、書面の送付、インターネット上での開示、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が定めた方法」といいます。）により当該変更をしようとする事項のみについて行います。
 - ② 契約変更後の書面交付は、当社が定めた方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「給湯機器」とは、ガス機器のうち22キロワット以上の能力を有する給湯用熱源器をいいます。
- (2) 「暖房機器」とは、ガス機器のうち2.5キロワット以上の能力を有する暖房用熱源器をいいます。ただし、固定設備に限ります。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供された部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。
- (6) 「基本料金（税込）」「基準単位料金（税込）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものです。
- (7) 「基本料金（税抜）」「基準単位料金（税抜）」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、家庭用として給湯機器、暖房機器及びそれ以外のガス機器を専用住宅又は併用住宅に設置し、その同一需要場所におけるガス使用量を1個のガスメーターで算定する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結

- (1) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了時においてお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の選択約款（一般ガス小売供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、一般ガス小売供給約款に規定する支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、この選択約款の定める別表の料金表（料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税

抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。
なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(2)、(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
＝基準単位料金(税抜)＋0.220円×原料価格変動額÷100円
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金(1立方メートル当たり)
＝基準単位料金(税抜)－0.220円×原料価格変動額÷100円

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり) 82,700円
- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(2)に定められたCP・MB合成指標により算定したトン当たりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 1.0000$$

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. その他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、令和2年6月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の掲示

当社は、この選択約款を当社の本社等のほか、当社ホームページにおいて掲示致します。この選択約款を変更する場合も同様とし、実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後のこの選択約款の内容及びその効力発生時期を周知致します。

(別表)

家庭用給湯・暖房契約に適用する料金表

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金(税抜)又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量に乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。料金算定期間の末日が属する月の早収料金の算定にあたっては、料金算定期間の末日が属する月を当月とし、(3)の算式による平均原料価格(CP・MB合成指標)に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 当月の平均原料価格(CP・MB合成指標) =

$$\frac{(\text{前々月CP} + \text{前々々月CP}) \div 2 \times \text{前々月TTS} \times 70\% + (\text{前々月MB} + \text{MB調達経費}) \times \text{前々月TTS} \times 30\% + \text{経費}}$$

(備考)

CP価格・・・サウジアラビアの国営石油会社サウジアラムコ社が、原油価格動向のほかに、サウジおよび他産ガス国のスポット入札価格を総合判断して決められた指標価格、単位は(ドル/トン)

MB価格・・・米国テキサス州モントルビュー市場で取引されているシェールガス由来のLPGの価格、米国のLPガスの指標価格、単位は(ドル/トン)

MB調達経費・・・米国産LPガスを日本へ輸入する際に発生するコスト、単位は(ドル/トン)

TTS・・・米ドル為替レート(1日～末日の平均レート、単位は(円/ドル))

2. 料金表

(1) 料金表 A

①適用区分 使用量が8立方メートル以下の場合

②基本料金

1か月及び	1,835.90円(税込)
ガスメーター1個につき	1,669.00円(税抜)

③基準単位料金

1立方メートルにつき	344.6190円(税込)
	313.29円(税抜)

④調整単位料金

③の基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。

(2) 料金表 B

①適用区分 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートル以下の場合

②基本料金

1か月及び	2,068.00円(税込)
ガスメーター1個につき	1,880.00円(税抜)

③基準単位料金

1立方メートルにつき	315.5790円(税込)
	286.89円(税抜)

④調整単位料金

③の基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。

(3) 料金表C

①適用区分 使用量が30立方メートルを超える場合

②基本料金

1か月及び	2,279.20円(税込)
ガスメーター1個につき	2,072.00円(税抜)

③基準単位料金

1立方メートルにつき	308.5390円(税込)
	280.49円(税抜)

④調整単位料金

③の基準単位料金(税抜)をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。